

議案第 8 号

文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について

文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成23年 3 月 9 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

文化財調査嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に改め、第3条及び第4条第3項中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 改正を必要とする訓令の名称
文化財調査嘱託員設置規程

2 改正の経緯及び必要性

平成23年度における文化に関する事務（文化財の保護を除く。）の知事部への移管に伴い、教育庁文化課の名称を教育庁文化財課に変更することから、当該訓令の規定を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 文化財調査嘱託員設置規程第1条中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改め、第3条及び第4条第3項中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。（本則）
- (2) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。（附則第1項）

4 添付資料
新旧対照表

文化財調査嘱託員設置規程(平成20年沖縄県教育委員会訓令第16号)新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(設置) 第1条 文化財の調査を円滑に実施するため、<u>教育庁文化財課及び沖縄県立埋蔵文化財センターに文化財調査嘱託員(以下「嘱託員」という。)</u>を設置する。 (身分) 第2条 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。 (職務) 第3条 嘱託員は、<u>教育庁文化財課長又は沖縄県立埋蔵文化財センターの所長(以下「課長等」という。)</u>の指揮監督を受けて、文化財の調査業務を行う。 (委嘱及び委嘱期間) 第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、<u>教育庁文化財課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。</u></p>	<p>(設置) 第1条 文化財の調査を円滑に実施するため、<u>教育庁文化課及び沖縄県立埋蔵文化財センターに文化財調査嘱託員(以下「嘱託員」という。)</u>を設置する。 (身分) 第2条 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。 (職務) 第3条 嘱託員は、<u>教育庁文化課長又は沖縄県立埋蔵文化財センターの所長(以下「課長等」という。)</u>の指揮監督を受けて、文化財の調査業務を行う。 (委嘱及び委嘱期間) 第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、<u>教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。</u></p>